



目次

平成18年度決算報告 2～7
入院した場合の窓口負担が軽減されます 8
出産費・家族出産費の代理請求について 9
健康セミナーの開催日が近づいてきました 9
短期給付統計資料について 10～13
健康コラム「生活習慣病を予防しよう」 14
長期給付に係る掛金率の引き上げ 15
60歳に到達する方の退職共済年金請求について 16～19
貯金事業からのお知らせ 20
貸付事業・物資事業について 21
東京グリーンパレスからのお知らせ 22
高知共済会館からのお知らせ 23



平成18年度 決算報告

平成19年7月9日開催の組合会において「平成18年度決算」が承認されましたので、ここでお知らせします。

以下、概要及び各経理別に本年度の実績等を表及びグラフにて示しておりますので、是非ご覧ください。

【負担金率・掛金率】

(単位：%)

種 別	区 分	短 期		介 護		長 期		保 健		
		掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金	
一般組合員	一般職	対給料	41.375	41.375	5.4	5.4	85.8625	108.8625	2.625	2.625
							88.075	111.075		
		対期末手当等	33.1	33.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1
	特別職	対給料	33.1	33.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1
							70.46	88.86		
		対期末手当等	33.1	33.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1
市町村長組合員	対給料	33.1	33.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1	
						70.46	88.86			
	対期末手当等	33.1	33.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1	
特定消防組合員	対給料	41.375	41.375	5.4	5.4	85.8625	108.8625	2.625	2.625	
						88.075	111.075			
	対期末手当等	33.1	33.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1	
船員一般組合員	対給料	33.875	56.375	5.4	5.4	85.8625	108.8625	2.625	2.625	
						88.075	111.075			
	対期末手当等	27.4	45.1	4.32	4.32	68.69	87.09	2.1	2.1	
任意継続組合員		82.75	—	10.8	—	—	—	—	—	

注) 長期欄については、上段に4月から8月、下段に9月から3月の率を記載している。

【所属所数】

市	11
町	18
村	6
一部事務組合等	31
計	66

【組合員数及び被扶養者数】

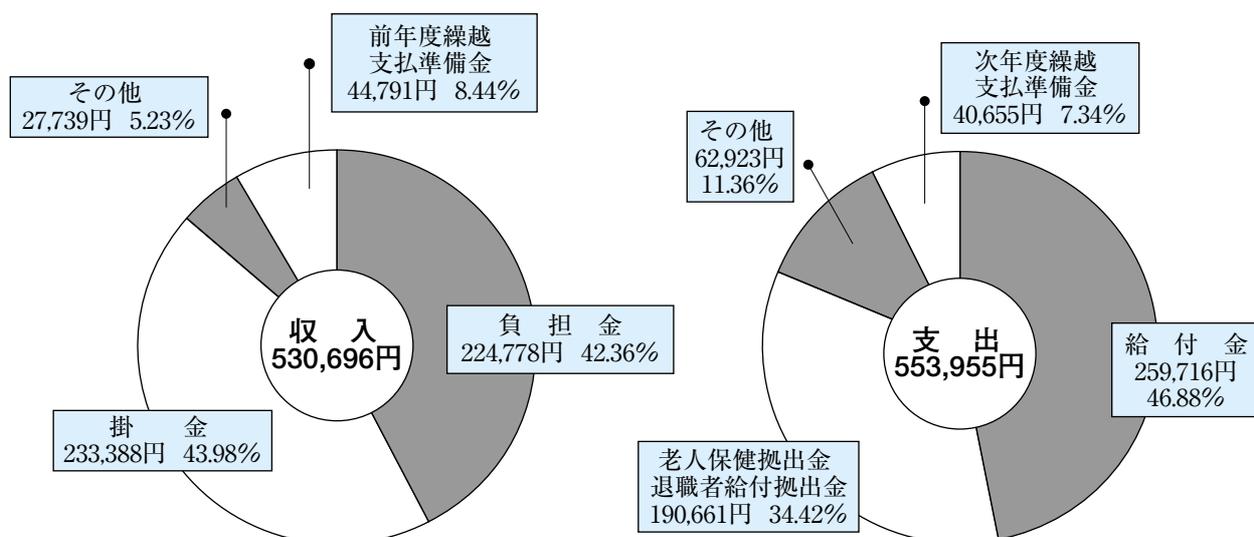
(単位：人)

種 別	区 分	組合員数	被扶養者数	1人当たり 被扶養者数
一般組合員		9,984	10,944	1.10
市町村長組合員		35	42	1.20
特定消防組合員		1,069	1,764	1.65
船員一般組合員		6	11	1.83
小 計		11,094	12,761	1.15
任意継続組合員		356	353	0.99
小 計		356	353	0.99
合 計		11,450	13,114	1.15

短期経理

前年度と比較し、支出面では給付金が281,913,915円減少し、支出全体で289,247,357円の減少しました。収入面においては、組合員数は減少しましたが、財源率を見直し、掛金率・負担金率の引上げをした結果、収入全体で9,611,398円増加しました。収支として277,867,193円の当期短期損失金、10,550,051円の当期介護利益金を生じる結果となりました。短期損失金については、短期積立金を取り崩して補てんし、翌年度へ繰り越す短期積立金は、223,801円となります。介護利益金については、前年度よりの介護繰越欠損金とあわせ、翌年度へ3,636,297円の介護積立金を繰り越します。

1. 組合員一人当たりの額



2. 収支決算

収 入		支 出	
短期負担金	2,367,562,482円	給付金	2,915,310,745円
短期掛金	2,452,296,251	法定給付	25,780,443
前年度繰越支払準備金	514,783,716	附加給付	43,824,451
その他	318,791,266	その他	1,321,539,125
		老人保健拠出金	869,730,232
		退職者給付拠出金	16,576,000
		業務経理へ繰入	467,244,976
		次年度繰越支払準備金	271,294,936
		その他	
収入総額	5,653,433,715円	支出総額	5,931,300,908円
当期短期損失金			△ 277,867,193円
介護負担金	215,816,559	介護納付金	434,668,946
介護掛金	230,027,834	その他	639,035
その他	13,639		
収入総額	445,858,032円	支出総額	435,307,981円
当期介護利益金			10,550,051円

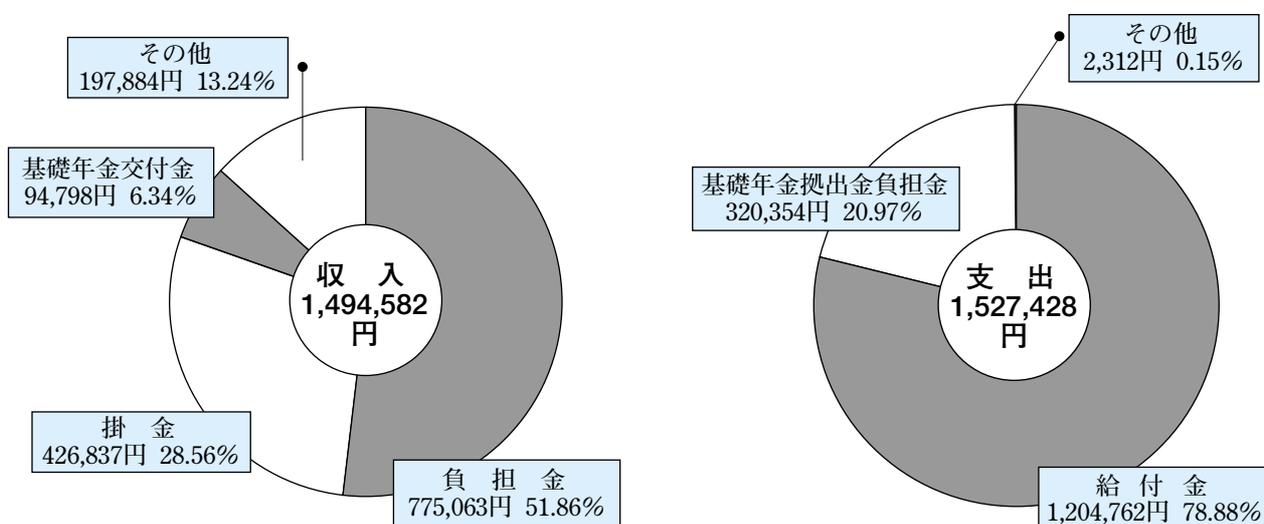
※ 短期掛金には短期任意継続掛金を、介護掛金には介護任意継続掛金をそれぞれ含める。

長期経理

平成16年度から20年度まで、財源率が毎年度、段階的に引上げられておりますが、本年度においても、組合員数が減少したことにより、掛金、負担金が減少しました。また、長期給付積立金の運用収入は、2,194,897,971円となり、2.90%(前年度2.79%)の利回りを計上することができましたが、前年度と比較し、収入は減少しました。また、支出においても、給付金は増加しましたが、支出全体では減少しました。収支結果として長期給付積立金が、377,492,804円減少しました。

この経理につきましては、平成19年度より長期給付事務の一元的処理により、給付金等大半のものが、全国市町村職員共済組合連合会へ移管となり、高知縣市町村職員共済組合においては、掛金・負担金の受入れ及び全国市町村職員共済組合連合会への払込みの経理となります。

1. 組合員一人当たりの額



2. 収支決算

収 入		支 出		
負 担 金	8,907,792,933円	給 付 金	退 職 給 付	11,527,532,444円
掛 金	4,905,640,382		障 害 給 付	113,146,457
基 礎 年 金 交 付 金	1,089,517,000		遺 族 給 付	2,186,052,722
そ の 他	2,274,276,592		恩 給 組 合 条 例 給 付	19,071,053
			旧 市 町 村 共 済 法 給 付	525,457
			基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金	3,681,823,578
			業 務 経 理 へ 繰 入	26,568,000
			そ の 他	
収入総額	17,177,226,907円	支出総額	17,554,719,711円	
当期長期給付積立金減少額		377,492,804円		

業 務 経 理

本年度における収支決算を行った結果、前年度より収入が1,876,514円の減少、支出が2,317,340円の減少で当期利益金として3,441,754円を計上しました。これについては全額を積立金として処理しています。

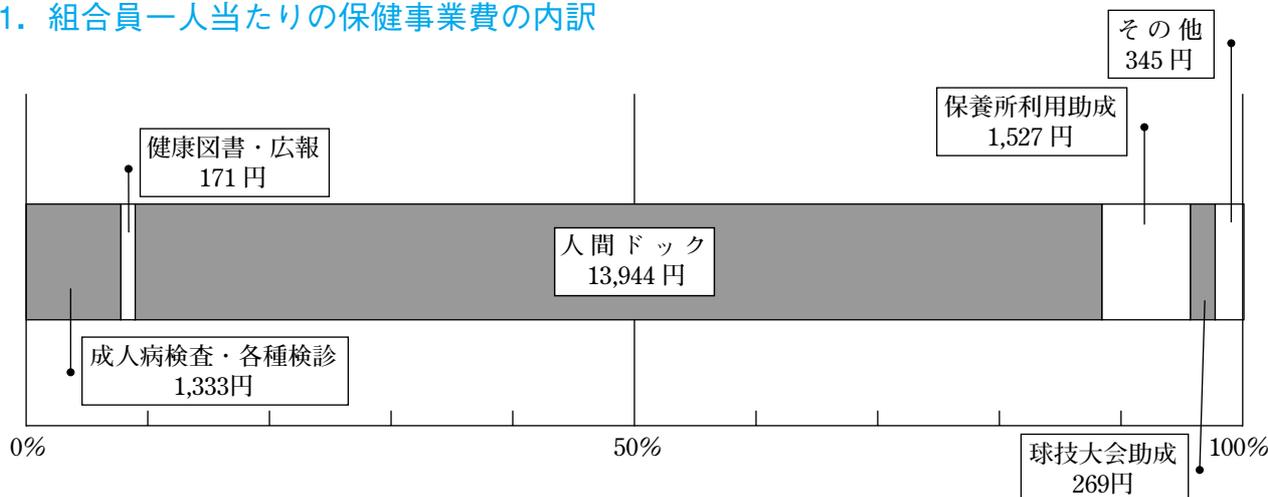
収 支 決 算

収 入		支 出	
負 担 金	87,932,460円	事 務 費 等	121,758,780円
短期経理より繰入	16,576,000	連 合 会 分 担 金	11,977,150
長期経理より繰入	26,568,000		
そ の 他	6,101,224		
収入総額	137,177,684円	支出総額	133,735,930円
当期利益金			3,441,754円

保 健 経 理

ここ数年、組合員数が減少により掛金負担金が減少しておりますが、本年度も収入は、前年度比7,383,635円減となりました。支出についても保健事業の見直しをし、22,176,408円減少（保健事業費においては20,244,986円減）しました。収支結果としては、8,432,835円（前年度比14,792,773円減）の当期損失金を計上しましたが、これは前年度より繰り越した積立金を取り崩し、補てんしました。人間ドック利用助成、成人病検査・各種検診については、当年度も費用保健事業費全体の約87%を占めております。

1. 組合員一人当たりの保健事業費の内訳



2. 収 支 決 算

収 入		支 出	
負 担 金	148,008,158円	保 健 事 業 費	202,147,470円
掛 金	147,960,425	事 務 費 等	48,859,144
そ の 他	11,605,196	宿 泊 経 理 へ 繰 入	65,000,000
収入総額	307,573,779円	支出総額	316,006,614円
当期損失金			△ 8,432,835円

宿泊経理

施設の利用状況においては、前年度と比較して、宴会・会議利用件数は微増しましたが、売上は3,148,081円減少、宿泊においては、売上は1,923,196円増加し、収入全体としては、4,355,292円減少となりましたが、支出においても、6,481,672円の減少となりました。結果として3,115,057円の当期利益金を計上しました。この利益金については、前年度より繰り越した積立金とあわせ、翌年度へ繰り越します。経営においては、依然として厳しい状況にありますが引き続き経営努力を重ねてまいりますので、今後とも高知共済会館をよろしくお願いいたします。

収支決算

収 入		支 出	
施設収入等	183,873,390円	事務費等	121,399,209円
保健経理より繰入	65,000,000	飲食材料費等	108,655,857
その他	96,164	その他	15,799,431
収入総額	248,969,554円	支出総額	245,854,497円
当期利益金			3,115,057円

貯金経理

前年度と比較し、普通貯金が122,144,996円減少しましたが、定期貯金が1,614,210,761円、積立貯金が849,309,487円、それぞれ増加し、貯金総額は39,186,934,460円となっています。収支決算の結果、556,007,500円の当期利益金を計上することができましたが、この利益金については、全額を積立金に積み立てました。

積立金運用においては細心の注意を払いながら、安定した運営に努めてまいりますので、今後とも共済貯金をよろしくお願いいたします。

収支決算

収 入		支 出	
利息及び配当金	1,145,977,064円	事務費等	93,999,914円
その他	525,305	支払利息	496,494,955
収入総額	1,146,502,369円	支出総額	590,494,869円
当期利益金			556,007,500円

貸付経理

ここ数年、組合員の減少等により、貸付金の総額が減少しており、本年度においても、収入では貸付金利息収入が、昨年度より、23,488,467円減少し、全体で58,849,369円減少しました。支出では、支払利息等の減少により、前年度と比較して、全体で51,347,407円減少しましたが、収支結果として、10,951,022円の当期損失金を計上しました。この損失金については、欠損金補てん積立金を取り崩し補てんしました。

収支決算

収 入		支 出	
組合員貸付金利息	184,715,668円	事務費等	218,603,999円
連合会交付金	38,819,194	連合会払込金	17,486,969
その他	1,605,084		
収入総額	225,139,946円	支出総額	236,090,968円
当期利益金			△ 10,951,022円

物資経理

本年度、自動車購入立替金総額は、11,804,982円減少し409,634,709円となりましたが、その手数料収入が、昨年度より860,418円増加し、12,593,175円を計上しました。しかし、収入全体としては、前年度より13,979,140円減少し、支出も、14,249,801円減少しましたが、決算の結果、本年度は4,299,570円の当期損失金を計上しました。

この損失金については、積立金を取り崩し補てんしました。これからも物資事業の発展に努めてまいりますので、自動車購入等の際には是非とも当共済組合をよろしくお願いいたします。

収支決算

収 入		支 出	
商品売上	16,975,783円	商品仕入	15,694,989円
その他	23,874,749	事務費等	12,735,087
		その他	16,720,026
収入総額	40,850,532円	支出総額	45,150,102円
当期利益金			△ 4,299,570円

基礎年金支払経理

この経理では、すべての国民に共通した年金を支給する国民年金の基礎年金の支給代行を行っており、老後の生活などの基礎的な部分を保障するものです。

収支決算

収 入		支 出	
基礎年金国庫金	813,136,555円	基礎年金	813,014,239円
		基礎年金返還金	122,316
収入総額	813,136,555円	支出総額	813,136,555円

入院した場合の窓口負担が軽減されます。

▶ 適用を受けるには、事前に「限度額適用認定証」の交付申請が必要です。

平成19年4月からスタートしました、限度額適用認定をご存知でしょうか。
70歳未満の組合員もしくは組合員の被扶養者が入院したときに、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提出することにより、**窓口での支払が自己負担限度額**までとなります。



申請方法：所属所の共済組合事務担当者から、限度額認定証の申請様式を受取り、必要事項を記入後、所属所を通して提出してください。

高額療養費の自己負担限度額（月額）

区分	自己負担限度額（3回目）	4回目以降※
上位所得者 (給料月額424,000円以上)	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
一般	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円

※過去12ヶ月間に3回以上高額療養費又は高額医療費の支給を受け、4回目以降の支給に該当する場合の金額は4回目以降の欄の金額になります。

【例】組合員が入院して、医療費総額が100万円で所得区分が一般の場合。

自己負担限度額算定式：80,100円＋（1,000,000円－267,000円）×1%＝**87,430円**

● 認定証がない場合

自己負担額	附加給付	高額療養費	療養の給付（7割）
25,030円	62,400円	212,570円	700,000万円
← 窓口負担額 300,000円 →		← 共済組合が医療機関に支払う →	

▶ **窓口負担額300,000円**を支払い、後日、**附加給付62,400円**と**高額療養費212,570円**が給付されますので、**最終自己負担額は25,030円**となります。

● 認定証がある場合

自己負担額	附加給付	高額療養費	療養の給付（7割）
25,030円	62,400円	212,570円	700,000万円
← 窓口負担額87,430円 (自己負担限度額) →		← 共済組合が医療機関に支払う →	

▶ **窓口負担額87,430円**を支払い、後日、**附加給付62,400円**が給付されますので、**最終自己負担額は25,030円**となります。

● **最終自己負担額の25,030円**に互助会(高知市職員は厚生会)から医療費の給付があります。医療費の給付は診療月の約2ヵ月後に自動計算され支給されます。

出産費・家族出産費の代理請求ができるようになりました。

受取代理とは…組合員が負担する出産費用の代わりに、共済組合が支給する出産費及び家族出産費を医療機関が受け取る制度です。

上限額は35万円とし、それ以上の出産費用については組合員負担となります。また費用が35万円以下の場合、差額を組合員に給付します。

対象者…出産予定日が平成19年7月1日以降で、その出産による出産日等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の組合員、または出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する組合員です。

出産貸付制度を利用される方は、対象となりません。

手続き…出産予定日の1ヶ月前から事前申請を受付けますので、所属所の共済組合事務担当者から事前申請書を受取り、必要事項を記入して共済組合に提出して下さい。

▶ 球技大会の予選開催中～！

今年も県下7ブロックで球技大会の予選が行われています。本戦はソフトボール、バレーボールともに9月に開催予定です。声援よろしくお願ひします。

▶ 健康セミナーの開催日が近づいてきました!!

4月号でもお知らせしましたが、8月1日・2日と10月1・2日にセミナーを開催します。興味のある方もない方も、是非一度参加してみてください。セミナー終了後は、心も体もスッキリするはずですよ！8月開催の募集は7月中旬で終了しましたが、10月開催の募集は8月中旬より受け付けます。

■ 「メタボ“ゼロ”作戦！ シェイプアップセミナー」(8月1日・10月1日開催)

講演とボクシングエクササイズや肩こり・腰痛・つぼマッサージなどがあります。ボクシングエクササイズで日頃のストレスもメタボも吹き飛ばして、いい汗かいて気分爽快！

※セミナー受講対象者は、組合員(互助会会員)及び被扶養配偶者となります。

■ 「女性健康セミナー」(8月2日・10月2日開催)

女性を対象としたセミナーで、講演と青竹エクササイズやアロマストレッチなどがあります。アロマの香りでゆったりとした気分になります。

※セミナー受講対象者は、女性組合員(女性互助会会員)及び女性被扶養配偶者となります。

● セミナーのスケジュール

- 10:00 開会挨拶
- 10:10 講演
- 12:00 休憩(昼食は共済でご用意いたします)
- 13:00 運動(休憩あり)
- 15:30 閉会挨拶・アンケート記入後解散



短期給付統計資料について その①

平成15年4月より、掛金・負担金が徴収される総報酬制度が開始されておりますが、本組合では、組合員の大幅な減少や給与のマイナス改定等による掛金・負担金の収入の減少に加え、疾病の増加や多様化、それに伴う診療期間の長期化等の影響による1人当たり1件当たりの医療費の増加、総収入に対し約44%を占める老人保健拠出金・退職者給付拠出金支出の財政圧迫等により平成13年以降赤字決算が続いております。

本組合におきましては、これらの状況を踏まえ、健全な短期給付財政の確立を目標として、レセプト審査の強化、人間ドックや健康セミナーの開催等による健康管理事業の推進等により、疾病予防のための健康管理意識の高揚、生活習慣の改善、適正受診の推進に積極的に取り組んでいます。組合員及びご家族の皆様にも、適正受診・健康管理等によるご協力をお願いします。

統計資料は各市町村に一部ずつ配布しておりますが、その統計資料の一部を抜粋して連載します。

医療費及び受診率の状況

組合員及び被扶養者（任意継続組合員含む）の、総医療費に対する割合を下表に示しています。組合員・被扶養者ともに薬剤の占める割合が高くなってきています。

それぞれの全所属所平均値は以下のとおりとなっております。

- ・組合員 平均受診率…64.05% 平均1人当たり医療費…149,284円
- ・被扶養者 平均受診率…56.58% 平均1人当たり医療費…127,181円

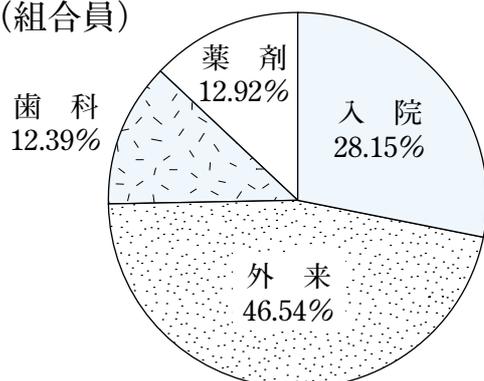
平均受診率・平均1人当たり医療費ともに増加傾向にあります。特に被扶養者については急増しています。また組合員で平均受診率が70%を超える所属所が、市町村で7所属（35所属中）、一部事務組合で13所属（35所属中）となっておりますが、一部事務組合では対象の組合員数が少数のため、高い数値になる場合があります。これは1人当たり医療費についても同じことが言えます。

組合員と被扶養者を比較すると、受診率で約7.5% 1人当たり医療費で約22,000円組合員の方が高くなってきていますが、前述のとおり被扶養者の受診率が急増しているため、これらの差は年々縮小しています。

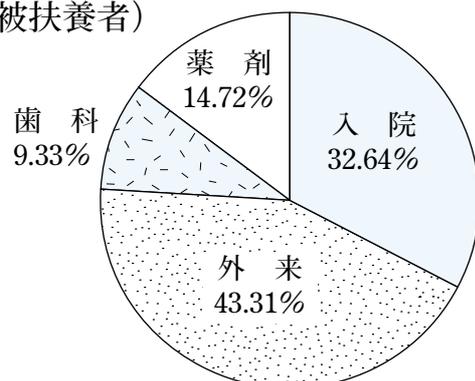
入院における平均受診率が1.00%を超える市町村が組合員で19所属（35所属中）、被扶養者で17所属（35所属中）、また外来における平均受診率が50.00%を超える市町村が組合員で20所属（35所属中）、被扶養者で9所属（35所属中）となっております。

総医療費に占める入院・外来・歯科・薬剤の割合

(組合員)

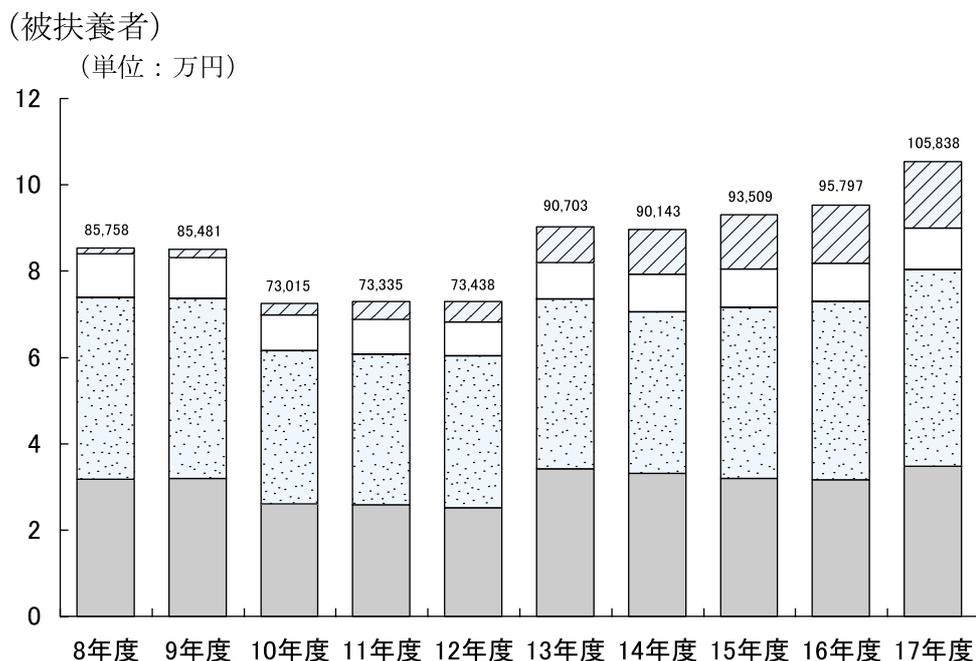
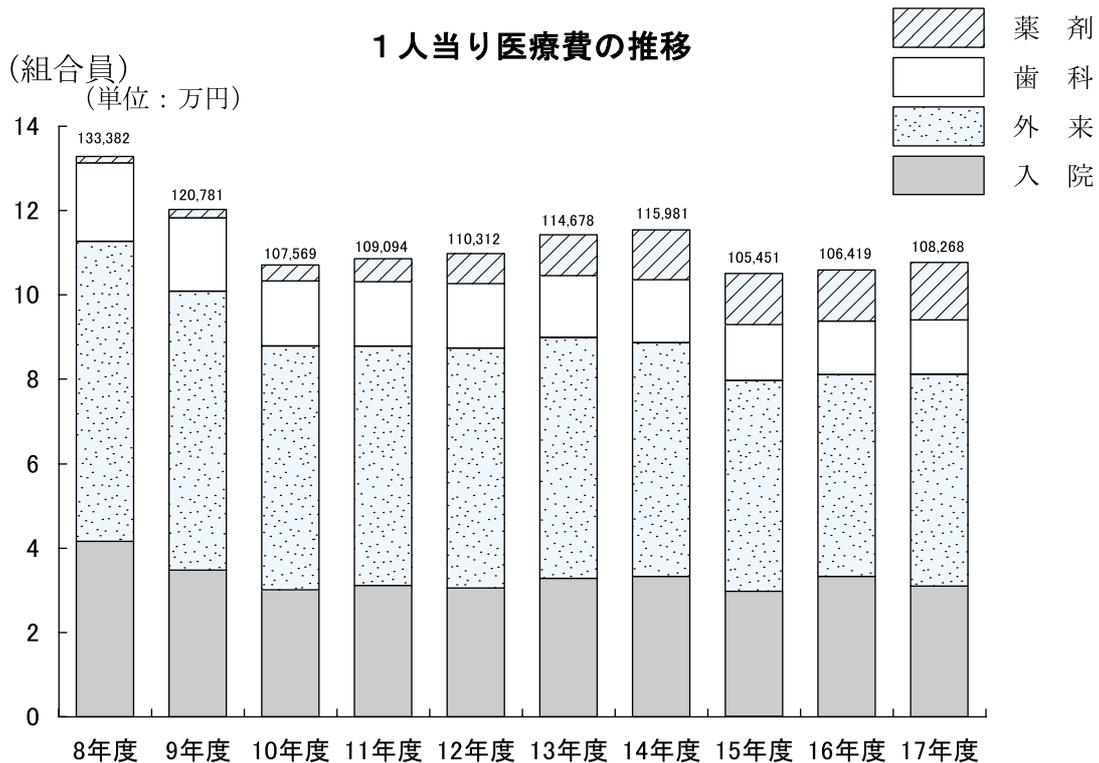


(被扶養者)



医療費の推移

組合員数の減少に伴い、附加給付も減少傾向にあります。法定給付に関してはほぼ前年度並となりました。これは、下図表1人当り医療費の推移にあるように被扶養者の医療費の増加、特に外来及び薬剤の増加が一因であると考えられます。組合員はほぼ前年並に推移しているのに対し、被扶養者は医療給付実績、レセプト1件当り金額、1日当り金額及び受診率ともに増加傾向になっているのは、医療の高度化による医療費の増加、治療期間の長期化等が原因として推測されます。



上位病類件数表

組合員と被扶養者をそれぞれ、上位受診病類を表したものが下図表です。

組合員、被扶養者ともに「呼吸器系の疾患」が各年齢階層で平均して高い件数をあげ上位となっていますが、50歳代では高血圧性疾患を含む「循環器系の疾患」、糖尿病を含む「内分泌・栄養及び代謝疾患」等のいわゆる生活習慣病に関与する部分が突出しています。

組 合 員

順位	病 類	20才未満	20～39才	40～49才	50才以上	男性	女性	計
1	呼吸器系の疾患	10	5,831	3,341	3,615	6,478	6,320	12,798
2	循環器系の疾患	1	495	1,835	7,806	7,230	2,907	10,137
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	4	1,551	1,888	3,598	3,708	3,333	7,041
4	眼及び付属器の疾患	16	3,312	1,458	2,172	3,077	3,881	6,958
5	内分泌・栄養及び代謝疾患	0	845	1,256	3,890	3,238	2,753	5,991
6	皮膚及び皮下組織の疾患	12	2,251	1,200	1,780	2,532	2,711	5,243
7	消化器系の疾患	4	1,151	1,106	2,123	2,572	1,812	4,384
8	感染症及び寄生虫症	8	1,591	1,036	1,392	1,971	2,056	4,027
9	腎尿路生殖器系の疾患	0	1,632	945	1,377	1,119	2,835	3,954
10	精神及び行動の障害	0	1,198	1,067	1,232	2,161	1,336	3,497

被 扶 養 者

順位	病 類	20才未満	20～39才	40～49才	50才以上	男性	女性	計
1	呼吸器系の疾患	20,849	2,061	581	1,191	11,670	13,012	24,682
2	皮膚及び皮下組織の疾患	5,852	1,236	247	698	3,419	4,614	8,033
3	眼及び付属器の疾患	4,277	1,585	312	1,034	2,557	4,651	7,208
4	循環器系の疾患	329	213	287	3,935	1,029	3,735	4,764
5	感染症及び寄生虫症	2,886	594	182	524	1,702	2,484	4,186
6	筋骨格系及び結合組織の疾患	1,090	463	370	1,857	982	2,798	3,780
7	損傷・中毒及びその他の外因の影響	2,499	296	91	371	1,710	1,547	3,257
8	精神及び行動の障害	690	1,047	290	802	1,023	1,806	2,829
9	耳及び乳様突起の疾患	2,326	181	54	212	1,312	1,461	2,773
10	内分泌・栄養及び代謝疾患	277	360	255	1,791	503	2,180	2,683

現代の生活環境の変化に伴い、食生活にも大きな変化が生じており、年齢を重ねるごとにその影響が徐々に表れてきます。

日頃から下表等を参考に、必要に応じた栄養素を取り入れる食事の献立に注意してみてください。ようか。日常の適度な運動とともに食生活の見直しを！

病気は、早期発見・早期治療に努めることが大切です。

(参考)

症状に応じた食品一覧表

◎積極的に増やす ○できれば増やす
▽なるべく減らす ●増減のバランスに注意

栄養素	栄養素を多く含む食品	症 状														
		糖尿 病	心 臓 病	肝 臓 病	動 脈 硬 化	高 血 圧	低 血 圧	便 秘	冷 え 性	更 年 期 障 害	貧 血	骨 を 丈 夫 に	美 肌	老 化 防 止	二 日 酔	肩 こ り
たんばく質	動物性	●	●	○	●		○		○		○	●		●	○	
	植物性	○	◎	○	◎	◎	○		○		○	●		○	○	
炭水化物(糖質)	穀類・芋類・豆類・果物類・菓子類・飲料類	●	●	●	●	●		○						●		
脂質	飽和脂肪酸	▽	▽	▽	▽	▽		○						▽		
	不飽和脂肪酸		○		○	○	○	○					◎	○		
DHA	魚油(青油)・魚肝油・イワシ油	○	○		○	○								◎		
レシチン	大豆・乳製品・卵黄・大豆油		○	○	○					○	○		○			
βカロチン	緑黄色野菜(特ににんじん)	○	○		○	○			○				○	○		
ビタミン	A				○			○		○				○	○	○
	B1	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	◎
	B2	○		○		○	○	○					○	○		
	B6	○		○			○	○	○	◎	○		○	○		○
	B12			◎					○		◎			○		○
	C	○	○	○	○	○	○	○	◎		◎	○	○	○	◎	
	D	○		○								◎		○		
E	○	○	○	○	○	○		○				○	◎			
ミネラル類	カルシウム	◎	○	○	○	◎	○			○		◎		○	○	○
	カリウム	○	◎	○	○	◎		○						○	○	○
	鉄			○							◎			○		
	マグネシウム	○	○	○	○	○	○	○		○				○		○
食物繊維	◎			○	◎		◎					○	○			

日本人と過労死

高知検診クリニック 坪崎英治



5月半ばの日経新聞の報道によると、厚生労働省の職業病認定対策室が発表した昨年度の過労死の死者数は147人、過労自殺の認定死者数は66人と依然として多く、とくに過労自殺の方は過去最高であるとしています。死亡にはいたらないが過労が起因とされた健康障害で労災認定された数は938人であり、これもまた過去最高ということでした。

過労とは何を指すか？現在では過重労働という言葉を用いますが、仕事の質や内容よりも1ヶ月に80時間以上残業するような長時間労働を意味するようになりました。

毎日の時間外労働が1.5時間を越える状態が長期間続くと、血圧上昇が起こり、その結果脳および心臓に障害が生じ、最悪の場合死に至ることもあるという医学的調査研究論文が多数発表されていることが裏付けとなっています。

過労死の多い職業は運転業務職、プログラマーや医師などの専門職、警備員、管理職、事務職などといわれています。

日本人と過労死は以前から縁が深く、この「カロウシ」という言葉は勿論日本語ですが、欧米ではそれに適した訳語がないこともあって、そのまま世界共通語として通用しているほどです。昔から伝統的に長時間労働が風習としてあり、また日本人は働くことを生活の中心に据えてきた為、勤労は美德であり、二宮尊徳のような働き者は広く社会の尊敬を集めてきました。こういった社会風潮が過労死の多発に繋がっているのかもしれませんが。

平成18年4月に国は労働安全衛生法を改正し、過重労働による健康障害防止対策を発足させました。長時間労働の防止と産業医による面接や診察による健康障害の早期発見と早期対策を主な柱にしています。しかし昨年度の実績では実効あるものとはまだ証明されていないようです。

また過労自殺の死者数が過去最多でありましたが、「労働環境は依然厳しく、求められる仕事量は増えているのに職場のサポート力が不十分で、社員が過労自殺に追い込まれている」と国は分析しています。日本は自殺大国で、この8年間連続して毎年3万人を超える人達が亡くなっています。世界の中ではロシア、ハンガリーとならんで多発国で、米英と比べると2～4倍もの差があります。国内でみると東北地方が多発県で、関西地方とは二倍ぐらいの差があります。国別格差や地域別格差には何か共通点があるのでしょうか。

自殺者の多くは高齢者や無職の方々ですが、30%ぐらいは若壮年の働き盛りの人々が含まれています。原因の分析では健康問題、経済生活問題、家庭問題などが多いようですが、自殺者の多くにはうつ病が介在していると言われています。

国は平成18年6月に自殺対策基本法を成立させて、メンタルヘルス対策の充実や雇用対策などを図っていますが、これも急な効果はやはり難しいものがあるようです。

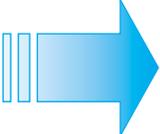
少子高齢化社会の到来とともに、働く人の数を確保するという名分のもとに、国では様々な対策が急ピッチで進められていますが、私達も国だけに任せるのではなく、自分たちの身近な問題として一人一人が意識を高め、まずは周りの人たちに気配りをし、相互に助け合う社会的支援をしっかりとやって行こうではありませんか！

本年9月に長期給付に係る 掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成16年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成19年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区 分	平成18年9月 ～平成19年8月		平成19年9月 ～平成20年8月
給 料 に 対する割合*	8.8075		9.02875 (+0.22125)
期末手当等 に対する割合	7.046		7.223 (+0.177)

※ 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成20年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

給 料 に 対する割合	9.25 (+0.22125)
期末手当等 に対する割合	7.4 (+0.177)

※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

地方公務員共済組合連合会
<http://www.chikyoren.go.jp>

年金講座

60歳に到達する方の退職共済年金請求について

平成19年4月1日から実施されている、市町村共済組合の長期給付事業の一元的処理に伴い、60歳に到達する方への退職共済年金決定請求書の事前送付を開始しましたので、その詳細についてお知らせいたします。

1. 退職共済年金決定請求書の送付対象者

退職共済年金決定請求書の送付対象者は、下記に該当する方となります。

- ① 在職中に60歳に到達する組合員 … 所属する市町村役場等を通じて送付
- ② 退職後60歳に到達する元組合員 … 共済組合に登録されている住所に送付

ただし、共済組合に住所が登録されていない方、または、退職後に住所を変更された方については、退職共済年金決定請求書を送付できない場合があります。

2. 退職共済年金決定請求書の送付時期

退職共済年金決定請求書は、60歳の誕生日の前日（受給権発生日）が属する月の前月の1日頃に共済組合から送付します。ただし、上記1の①に該当する方のうち、1月2日～4月1日までの生年月日の方については、退職共済年金退職改定請求書とあわせて2月1日頃に送付します。

3. 退職共済年金決定請求書の提出

共済組合から送付された退職共済年金決定請求書には、カナ氏名、性別、生年月日、住所等の基本項目が事前に印字されています。それ以外の必要事項に記入・押印し、必要な添付書類とあわせて60歳の誕生日の前日以降に所属所の共済組合事務担当係まで提出してください。所属所の共済組合事務担当係において、「所属機関の長の証明」および「所属所受付印の押印」を行い、共済組合へ提出されます。ただし、退職共済年金退職改定請求書を同時に提出される方は、所属所受付日が退職日以降となるように提出を行ってください。

なお、上記1の②に該当する方で、元所属所が合併により消滅している場合は、人事記録の権利移譲を受けた市町村役場（所属所）の共済組合事務担当係に提出いただくこととなりますのでご注意ください。

4. 退職共済年金の決定

退職共済年金決定請求書の提出後、概ね2ヶ月以内に決定処理を行い、決定月の10日前後に、上記1の①に該当する方は所属所を通じて、②に該当する方は請求書記載の住所に退職共済年金証書を送付します。

5. 在職中に退職共済年金決定請求書を提出した場合の注意点

4月2日～1月1日までの生年月日の方（同一年度内）は、在職中に退職共済年金決定請求書を提出いただいた場合でも、退職時に退職共済年金退職改定請求書の提出が別途必要となります。退職共済年金退職改定請求書については、1月2日～4月1日までの生年月日の方と同様に、2月1日頃に共済組合から送付します。退職共済年金退職改定請求書についても、退職共済年金決定請求書と同様に基本項目を事前印字していますので、それ以外の必要事項に記入・押印し、必要な添付書類とあわせて所属所の共済組合事務担当係に提出してください。提出日については、所属所の受付日が退職日以降となるようご注意ください。

なお、退職共済年金退職改定請求書は、定年により退職するものと仮定し送付するため、定年が60歳到達年度の翌年度以降、特別職等、または、組合員として再任用制度の該当となっている等、退職が60歳到達年度の翌年度以降となる方については、送付された退職共済年金退職改定請求書については破棄いただき、実際に退職する際にあらためて退職改定請求を行っていただきますようお願いいたします。

退職共済年金決定請求書の事前送付を受けているにもかかわらず、請求書の提出を行わなかった方については、1月2日～4月1日までの生年月日の方と同様に、2月1日頃にあらためて退職共済年金決定請求書と退職共済年金退職改定請求書の2部を送付しますので、退職時にあわせてご請求ください。

※ 60歳到達年度の途中で退職された方は、退職共済年金決定請求書、または、退職共済年金改定請求書の事前送付の対象とならない場合があります。



【退職共済年金決定請求書 事前送付例】

【1面】

退職共済年金 決定 在職一部支給 請求書

※太線の枠内に必要事項を記入してください。□欄には記入しないでください。

年金証書記号番号	8645	給料記録番号 ^[214]	8645	0	0	0	1	0	0	1	2	3	4	
下記のとおり請求します。 全国市町村職員共済組合連合会 理事長 様 平成 年 月 日				フリガナ ^[201] 氏名 ^[251]	ヨウカイ				知					
基礎年金番号 ^[261]	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	性別 ^[202]	男	生年月日 ^[203]	昭和22年5月14日
雇用保険番号 ^[271]											所属所番号 ^[211]	10	証番号	1234
フリガナ ^[209]	コウケン コウシ ホマチ X-X-XX													
住所 ^[255]	〒780-0870 高知県 高知市 本町 ×-×-××													
住所コード ^[209]	3	9	2	0	1	4								
電話番号 ^[210]	() -				携帯電話番号等 ^[220]				() -					
年金受取機関 ^[212] <small>(金融機関・郵便局のいずれか一方に記入し、年金受取機関から確認印を受けてください)</small>	金融機関名		本店(所)		支店(所)		口座番号(右詰)						年金受取機関の確認印	
	金融機関コード		店舗コード											
	郵便局		通帳記号(左詰)		通帳番号(右詰)									
年金受取機関の確認印を受けない場合は通帳の写しを添付してください														
受給中の年金 ^[441] <small>(停止または請求中の年金も記入してください)</small>	公的年金制度名		年金種別		年金証書記号番号				受給権発生日		選択			
								昭・平 年 月 日						
								昭・平 年 月 日						
退職年月日等 ^[502]	退職事由		退職年月日		受給権発生日 ^[501]		事由 ^{特例}							
定年・普通・勲奨・その他		平成 年 月 日		4 1 9 0 5 1 3 1 2										
老齢基礎年金の繰上げ請求に関する事項 ^[331]	繰上げ希望	繰上げ種別	繰上げ希望年月日		障害者特例該当の有無	該当	異動年月 ^[504]	等級						
有・無	一部・全部	平成 年 月 日			有・無	4								
掛金の標準となる給料月額及び期末手当等の額 ^[702]	該当年月	級	号給	区分	給料月額	該当年月	期末手当等の額							
平成 年 月					円	平成 年 月	円							
						平成 年 月	円							
過去に受給した退職一時金等の受給状況 ^[223]	給付の名称		受給年月日		受給額		希望する返還方法 ^[221]							
		昭和 年 月 日		円		年金から控除・その他※								
		昭和 年 月 日		円		年金から控除・その他※								

※「その他」を選択した場合には、別途「既給一時金返還申出書」の提出が必要となります。

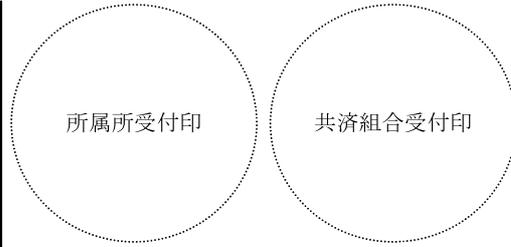
上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

所属機関の所在地

所属機関の長の証明 所属機関名

所属機関の長の職氏名

印



扶養親族 ^[423]	年	区分	本人	配偶者	被扶養者	障害	有無	平成 年 月 支給期決定	(2面)	[有・無]	
	4		特	普	特	老	一	同	別	普	加対者
【備考】											

A-1①

【退職共済年金退職改定請求書 事前送付例】

退職共済年金 退職改定 請求書

※太線の枠内に必要事項を記入してください。□欄には記入しないでください。

年金証書記号番号	8645								
下記のとおり請求します。 全国市町村職員共済組合連合会 理事長 様 平成 年 月 日				フリガナ ^[201] 氏名 ^[251]	フリガナ	知	印		
性別 ^[202]	男	生年月日 ^[203]	昭和22年5月14日						
雇用保険番号 ^[271]		所属所番号 ^[211]	10	証番号	1234				
退職年月日等 ^[502]	退職事由	退職年月日	障害者特例該当の有無						
	定年・普通・勸奨・その他	平成20年3月31日							
老齢基礎年金の繰上げ請求に関する事項 ^[331]	繰上げ希望	繰上げ種別	繰上げ希望年月日	該当	異動年月 ^[504]	等級			
	有・無	一部・全部	平成 年 月 日	有・無	4				

※以下の項目については、在職決定請求時と変更がある場合のみ記入してください

フリガナ ^[209]	フリガナ								
住所 ^[255]	〒 -								
住所コード ^[209]									
電話番号 ^[210]	() -	携帯電話番号等 ^[220]	() -						
年金受取機関 ^[212] <small>(金融機関・郵便局のいずれか一方に記入し、年金受取機関から確認印を受けてください)</small>	金融機関	金融機関名	本店(所)	支店(所)	口座番号(右詰)				年金受取機関の確認印
	金融機関	金融機関コード	店舗コード						
	郵便局	郵便局	通帳記号(左詰)	通帳番号(右詰)					
受給中の年金 ^[441] <small>(停止または請求中の年金も記入してください)</small>	公的年金制度名	年金種別	年金証書記号番号			受給権発生年月日	選択		
						昭・平 年 月 日			
						昭・平 年 月 日			

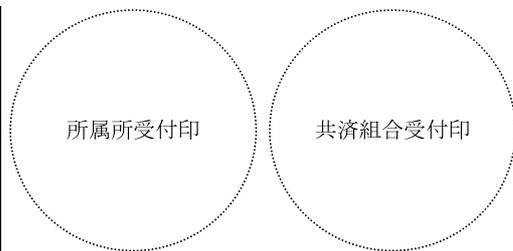
上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

所属機関の所在地

所属機関の長の証明 所属機関名

所属機関の長の職氏名

印



扶養親族 ^[423]	年	区分	本人	配偶者	被扶養者	障害	有無	平成 年 月 支給期改定 長期在職者特例 [有・無] 【備考】		
	4		特	普	特	老	一		同	別

貸付事業(Q&A) No.11

Q 現在、住宅貸付と普通貸付を償還中ですが、一部繰上償還を考えています。繰上償還を行うにあたり手数料やその他、何か決まりごとがあるのでしょうか？尚、現在の借入状況は右記のとおりです。

	住宅貸付	普通貸付
現在残高	3,288,080	1,646,426
(内ボーナス分)	0	392,818
毎月償還額	21,967	19,919
ボーナス償還額	0	58,682
繰上償還希望額	500,000	300,000

A まず、繰上げ償還の際の手数料は無料です。

次に、繰上償還とは元金の繰上になるため、単純に毎月の償還額の倍数とはなりません。

貸付時または平成11年4月の利率変更時にお渡ししている個別償還明細表記載の元金部分を計算して繰上額を算出することになります。

そして、繰上償還希望額の前後の金額いずれかで償還していただきます。

希望額との差額は、通常数百円から多いときで数千円になることもあります。

また、普通貸付はボーナス併用償還を選択されていますので、この場合はボーナス分の残高を全て一括償還する必要があります。その後、毎月分を一部繰上していただくことが出来ます。

したがって、お問い合わせの貸付分では、普通貸付につきまして、繰上希望額がボーナス分の残高に満たないため、普通貸付の繰上償還は出来ないこととなります。

住宅貸付に充てる500,000円の内、100,000円を普通貸付の繰上に移し替えるか、あるいは普通貸付に充てる予定の300,000円をすべて、住宅貸付の繰上に移し替えることで、ほぼ800,000円を繰上償還に充当出来ます。

団体信用生命保険事業に係る中途加入者の募集について

この事業は、組合員の方が貸付金の償還途中に万一死亡又は高度障害の状態となった場合、その貸付債務を保険金で充当することにより、退職手当金等をご本人及びそのご家族のために確保することができる保険事業です。

つきましては、7月より中途加入者の募集を実施していますので、ご希望の方は共済貸付事務担当者を通じて、申込書の提出をお願いします。

- 1. 募集の対象者** 既貸付者で、団体信用生命保険に未加入の組合員の方。
(告知事項に該当する方は、加入できません。)
- 2. 募集締切日** 平成19年9月21日
- 3. 保障開始日** 平成19年12月1日

あなたも共済組合指定店でお買い物！

指定店の変動があり、平成19年7月1日より次の指定店が加入、脱退となりました。

*新指定店

宝 石	COCCO (宝石堂)	780-0841	高知市帯屋町1丁目7-15 (新京橋アーケード街)	TEL 824-3388
め が ね	(株) アイアイ	780-8061	高知市朝倉甲448-11	TEL 850-7775

*脱退指定店

健康機器 アクセサリ	G E corporation	780-0863	高知市与力町3-4 MAビル3F	TEL 875-3835
---------------	-----------------	----------	---------------------	-----------------

他にカタログにより斡旋販売も行っております。

食品を除くほとんどの商品が、定価の**10%引き**で購入することが出来ます。

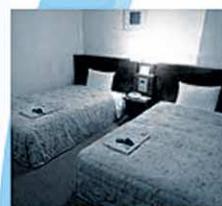
各所属共済組合担当の方の所にカタログが置いてありますので、ぜひご覧になってご利用ください。よろしくお願いいたします。

ドリンクチケットが付いてお得!



SUMMER 宿泊プラン

2007年7月1日(日)~8月21日(火)



1泊朝食付・1室料金(消費税込)

シングル 9,800 円

ツイン 15,000 円

組合員特典：館内レストランでご利用いただける
ドリンクチケットプレゼント

- ◆ ドリンクチケットは、レストラン「ジャルダン」にて
14:00~21:00の間にご利用いただけます。
- ◆ ドリンクチケットは、お一人様1枚のお受取りとなります。

★ご予約はホームページまたはお電話で.....



www.tokyogp.com

TEL : 03-5210-4600



東京グリーンプラス

全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084

東京都千代田区二番町2番地

まだ間に合う、夏休みのご利用

夏休みのご予定は、お決まりですか？よさこい祭りの後は割合お部屋に余裕があります。お泊まりにならない方も高知市内でのお昼の食事にご利用ください。ざるそば、ざるうどんがおすすめです。そろそろ秋の行楽シーズンの予約も入ってきています。ご予約は、お早めに。

宿泊セットが**お得!!**

1泊2食付で 通常 9,124円が **7,500円**
小学生以下のお子様は **6,000円**

お子様には洋食メニューでのご用意もいたします。
※ 1日限定30名様承ります。



(宿泊セットプランの料理一例)

宴会・宿泊セットプランは

宴会料理と朝食付で宿泊して

9,800円 +1,500円で飲み放題(2時間)

10名様以上のご宴会は、皿鉢料理でも承ります。
少人数での同窓会にもご利用ください。

素泊まりでも**お得!!**

3月・8月を除く月の「日曜日～木曜日」(祝祭日の前日を除く)の宿泊料金がお安くなります。

シングル 5,890円 → **5,082円**

ツイン 5,659円 → **4,851円** (1人)

◎宿泊代から「宿泊利用助成券」で、**4,000円**
(高知市職員は**2,000円**控除されます。)

※いずれも税・サービス料込みの料金です。



宿泊予約状況のお知らせ

平成19年6月20日現在

7月	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																			
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火																			
	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○																			
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	○	○	△	×	△	○	○	△	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	×	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○	
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	

○…空室あり △…空室わずか ×…満室 ※…休館



観光・家族旅行・ビジネスに
高知共済会館

〒780-0870 高知市本町5丁目3-20

TEL.088-823-3211
FAX.088-823-3102

URL : <http://www.wwb.jp/kochi-kyousai/> (パソコン版)
<http://www.wwb.jp/kochi-kyousai/m/> (携帯版)

自動車購買立替金制度を ご存じですか

自動車購買立替金

年利
3.0%

* 利率は変動利率で
平成19年7月現在
のものです。



便利な
給料控除

◆ご利用いただける方◆
組 合 員

◆ご融資金額・返済期間◆
300万円以内
6年以内
(毎月の返済金額が基本給の30%以内)

◆ご用意いただくもの◆
自動車購買立替金申込書
車検証のコピー
戸籍謄本
(使用者名義が配偶者の場合のみ)

注意点

- ・ 申込書の締切日は毎月10日で支払日はその月の末日
- ・ 購入する自動車の使用者は申込人（または配偶者）名義とする
- ・ 申込みは登録後2ヶ月以内に限る
- ・ 個人の方から購入される場合はご利用いただけません

高知県市町村職員共済組合 物資係 ☎ 088-823-3213